

名古屋家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

1 日時

平成27年6月22日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

今井委員，大島委員，加藤委員，木村委員，小出委員，佐藤委員，杉山委員，丹羽委員，山本委員，山田委員，大圖委員，後藤委員（委員長），樋口委員

（事務担当者）

白木事務局長，榑原事務局次長，田中首席家庭裁判所調査官，伊藤家事首席書記官，角屋総務課長，小栗総務課課長補佐，加古総務課庶務係長

4 議事

開会

委員長選出

模擬家事調停

意見交換

テーマ「家事調停手続の在り方等」について意見交換（別紙記載のとおり）

次回開催日及び意見交換テーマ

未定

閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員，　○：委員長，　△：事務担当者)

- 事前に裁判所において、各当事者のプロフィール、結婚生活の状況、結婚生活や相手に対する認識等を設定し、このプロフィール等に従い、これまで、申立人役の委員が裁判所による手続案内を受けた後に調停申立書を作成・提出し、裁判所が相手方役委員に対し申立書の写しを送付し、双方の当事者役委員が事情説明書を提出するという、実際の手続の流れを体験してもらった上で、本日、第1回の模擬調停期日が行われたところである。まず、当事者役を演じた委員の方に、申立書の作成から調停の場面に至るまでを体験した感想を伺いたい。
- ◆ 調停委員が同意、共感をしながら話を引き出す対応をしており、言いたいことが言える雰囲気作りをしていると感じた。
- ◆ 家事調停は初めての経験で、模擬だと分かっているにもかかわらず緊張したが、実際の当事者であれば、更に緊張をして裁判所にやってくると思う。調停の手続については、事務的に進むことを想像していたが、実際に調停委員が親身になって話を聞いてくれて、信頼が生まれたと思う。
- ◆ 突然、裁判所から書類が届くと、相手方としては相当の衝撃を受けるであろうと感じた。また、調停の場面では、調停委員が中立の立場で話を引き出そうとしていると感じ、その雰囲気に乗って主張をすることができた。
- 裁判所から交付される各種書面の説明内容や、ひな形書面の利便性について気がついた点はあるか。
- ◆ 手続案内において、ひな形書面などをもらい、その場で担当職員から説明をされたが、量が多いのでその場で確認することができず、帰宅してから確認することになった。書面の中には見慣れない用語などもあったので、初めての方は不安に思うこともあるのではないかと感じた。また、かばん等を持っていない当事者のために、書類を入れる封筒が準備されていると便利ではないか。

- ◆ 受け取った案内文書にイラストが載せられているものがあるが、事務的な内容の書面に音符がついたイラストがあるのは違和感があるし、気が立っているときに見ると、ふざけていると感じてしまうのではないか。
 - ◆ 他所の例だが、DV防止の啓発文書にバラの写真を載せることについて、DV被害女性はよく思わないという指摘を専門家から受けたことがある。受け取る側の事情によって印象が違うのだろうが、違和感を持つ者がいるのであれば、避けるのが適当だと思う。
 - ◆ 事情説明書は、これまでのいきさつや話合いの状況を記載する欄を、より大きくすると書きやすくなる。また、欄内に収まらないときは、別紙を利用して作成するよう案内したほうがよい。
 - ◆ 案内文書中に、当事者から提出された書面について反対当事者から申請があれば謄写が認められる旨記載があるが、提出書面の謄写申請ができることは、この記載のみでしか知ることができないのか。
- △ 調停期日において、反対当事者から提出された書面を謄写できることを調停委員が案内することはある。
- ◆ 調停期日通知書の末尾にある注意書の記載順を工夫することで、誤解を防ぐことができるのではないか。
 - ◆ 調停期日において次回期日を決めるのであれば、案内文書にその旨記載しておいた方が調整しやすいのではないか。
 - ◆ 案内文書は字が細かいため、間隔が空いている方が読みやすい。
 - ◆ 最近では、パソコンを使って文書を作成する人が多いので、当事者が作成する書面のための電子データを提供することはできないか。
- △ 裁判所のウェブサイト上で一定の書面のデータはダウンロードできるようになっている。
- 裁判所の施設面で気がついた点はあるか。
- ◆ 受付センターは、受付の場所が狭く、隣のブースとの仕切りも低いため、カ

ウンターで話している内容が、後ろの長いすに座っている方や隣で相談を受けている方に聞こえてしまうのではないかと気になる。

◆ 当事者待合室は、当事者が弁護士や親族と話している内容がそのまま聞こえてしまっていたので、プライバシー保護のために衝立等があればよい。

○ 裁判所職員の対応について気がついた点はあるか。

◆ 受付センターに入って声を掛けた際、振り返った職員が何人もいて、緊張してしまった。

◆ 待合室においては事件番号やアイコンタクトで呼ばれていたが、名前で呼ばれることには抵抗があるため、番号等で呼ばれる方が安心感がある。

○ 調停の運営に関して気がついた点はあるか

◆ 当事者の都合を聞かずに第1回期日が通知されているのであれば、期日に来ることができない当事者もいるのではないか。

△ 第1回期日に来ることができない当事者もいるが、同期日において次回期日を決める際、予め聞いておいた連絡先に電話をするなどして、日程調整をすることはよくある。

◆ 相手方から暴力を振るわれている場合など、緊急を要する事件に迅速に対応するシステムはあるのか。

△ 手続案内において、緊急性があるにもかかわらず公的な支援等が得られていないということが明らかになれば、関係機関を紹介している。また、緊急性がある場合には、申立書などにその旨記載してもらおうようお願いしている。

◆ 家庭裁判所調査官と裁判所書記官が、調停期日前に当事者から提出された書類に目を通した上で、調停室の分離、家庭裁判所調査官の調停期日への同席、医師への意見聴取の各必要性などを検討して、手続の進め方について仕分けを行っている。

◆ 調停委員は、申立書に書いてある主張をどのように見て、手続を進めているのか。

- △ 調停委員は、中立の立場で話を聞くことになるので、申立書に書いてあることを鵜呑みにして相手方と話をすることはない。一つの事実を見てみても、双方の立ち位置が違うため、異なる主張になるという理解をしている。
- ◆ 申立人の主張を相手方に伝える際、調停委員が配慮して対応しても、相手方としては、調停委員も申立人と同じように見ていると感じてしまうため、丁寧な説明が必要である。
- ◆ 調停の場で当事者が感情的に発した言葉を反対当事者に伝えることはあるのか。
- △ 調停委員は、反対当事者に伝えてほしいこと、伝えてほしくないことを確認した上で反対当事者に説明しており、攻撃的な言葉については配慮して伝えるようにしている。
- ◆ 申立人の離婚の意思が固く、相手方がそれに応じたくない場合、相手方にどのような対応をするのか。
- △ 調停は当事者双方が合意しなければならないため、相手方の意思も聴いて、離婚の意思がないのであれば、調停を不成立にせざるを得ない。
- ◆ 当事者間で合意ができる見込みがない場合、裁判官を含めた調停委員会で評議をして、民法に定める離婚事由の有無を検討し、事件の方向性をつけて調停を進行しているが、最終的には当事者間で合意ができるか否かに尽きる。

(以 上)